

インドにおける国立大学の役割

—「大学の目的」に着目して—

渡辺 雅幸

はじめに

インド共和国（以下インド）は人口 12 億人以上を抱える超大国であり、近年著しい経済発展を続けている国の一つとして世界でも注目を集めている。グローバル化の進展と今後のさらなる発展のためには、インドでも知識基盤型社会への移行が必要であると十分に認識されており、それらに対応するための優秀な人材の育成が喫緊の課題となっている。そうした人材育成の手段の一つが高等教育である。インドの高等教育に関しては、学生数はおよそ 1700 万人（2010-11 年度）で世界有数の規模を誇るまでに至っており、今後もさらなる成長が見込まれている。

大国インドの特徴の一つは、社会的・宗教的・言語的・民族的に多様性に富んでいることであり、そのため 1947 年の独立後にはそれら多様性の統一と各グループへの権限移譲の必要性によって「連邦国家」が誕生した。「連邦制」は地方分権的な国家を代表する制度である。現在インドは 28 の州と 7 つの連邦直轄地から成る。

「連邦制」がそれを採用する国家の高等教育にどのような影響を与えているのかについて、Teichler は、各国における連邦制に違いがあるため、連邦制と高等教育の関係を一般化することは難しいと述べている（Teichler, 1991, pp. 141-142）。たとえば連邦国家を代表するアメリカとドイツでは、どちらも高等教育の責任は原則的に州にある。高等教育における連邦政府の役割に着目すれば、アメリカの場合は研究費助成・研究契約を通じて大学の研究活動を支援すること、学生に対する奨学金の交付がその中心である¹⁾。またドイツの場合、「大学制度の大綱立法権による大学制度の基本的枠組みの策定（高等教育大綱法）と各邦との共同任務（教育研究施設費助成等）を通じて、大学の活動を支援するだけである」と言われている²⁾。

こうした「連邦国家」としての分権的な特徴は、インドの高等教育においても同様である。すなわち、その責任は原則的に各州にある³⁾。連邦政府の役割に関して言えば、主に「大学補助金委員会（University Grants Commission）、以下 UGC」を介して各州の高等教育機関に補助金を提供することで、教育の調整や水準の維持に努めることである⁴⁾。それに加えて、インドには「国立大学（Central University）」が存在する。インドの国立大学は 1950 年に施行された憲法に基づいて設置されており、その設置は高等教育における連邦政府の役割の一つになっている。また後述するように、近年においても国立大学の数は増え続けている。それでは、なぜ同様に「連邦国家」であるアメリカやドイツとは異なり、インドには国立大学が存在するのか。それを明らかにするためには、インドにおける国立大学の役割に着目する必要がある。なぜならインドの国立大学には、州立大学などでは担うことができない役割とその存在意義があ

ると考えられるからである。

インドにおける連邦制と高等教育に関する先行研究としては、Pinto (1984) が主に UGC による連邦政府の役割を明らかにしている。UGC を介した高等教育の調整や水準の維持は連邦政府の大きな役割の一つであるが、それと同様に重要なのが国立大学を中心とした高等教育機関の設置である。また日本におけるインド高等教育研究について見ると、渋谷 (2000 年、2004 年) や小原 (2011 年 a、2011 年 b) は、近年のインド高等教育の市場化や国際化について詳しく述べているが、連邦制と国立大学については十分に述べていない。インドという社会を背景とした高等教育の特徴を明らかにするためにも、国立大学の役割とその存在意義を明らかにすることは重要であると考ええる。

本稿の目的は、連邦国家インドにおける国立大学の役割とその存在意義を明らかにすることである。第 1 節では、憲法制定における議論などを通じて国立大学の役割を明らかにする。また従来型の個別の連邦法に基づいて設置される国立大学の目的を大きく四つに分類し、国立大学の役割についてより具体的に見ていく。第 2 節では、近年の国立大学に関する大きな動きである「2009 年国立大学法 (The Central Universities Act, 2009)、以下国立大学法」とそれによって一括設置された大学の目的について述べる。第 3 節では、前節までに明らかにしてきた国立大学の役割に着目し、国立大学の存在意義を明らかにする。

なお研究方法については、法律や政策文書、新聞記事等による文献調査によるものである。

本論に入る前に、インドにおける高等教育制度の概要と現状について述べておく。インドにおける大学レベルの高等教育機関は、国立大学⁵⁾、州立大学 (State University)、準大学 (Deemed University)⁶⁾、国家的重要機関 (Institute of National Importance)⁷⁾、私立大学 (Private University) に大別できる。国立大学、準大学、国家的重要機関については連邦政府の管轄、州立大学、私立大学は州政府の管轄となっている。さらにインドの大学は、一般的にそれに附属するカレッジ (Affiliated-college) を有している。また大学は運営、学位授与、試験、カリキュラム作成をおこなうのに対して、カレッジはそれらに従って教育活動をおこなうのが一般的である⁸⁾。

次に高等教育の現状について述べる。UGC の統計によると、学生数については 1990-91 年度が 492.5 万人であったのに対して、2000-01 年度に 839.9 万人、2010-11 年度には 1697.5 万人にまで拡大した。大学の数に関しては、1990-91 年度が 190 校、2000-01 年度が 256 校、2010-11 年度が 564 校になった。またカレッジの数に関しては、1990-91 年度が 7,346 校、2000-01 年度が 12,806 校、2010-11 年度が 33,023 校にまで急増した⁹⁾。2013 年 6 月時点における大学レベルの各高等教育機関の数は、国立大学 44 校、州立大学 306 校、私立大学 154 校、準大学 129 校、国家的重要機関とその他 67 校となっている¹⁰⁾。

1. インドにおける国立大学—1950 年代から「国立大学法」成立以前まで

1-1. インド憲法における国立大学

連邦政府が国立大学を設置することができる法的な根拠となっているものが、1950 年に施行された「インド憲法」である。その第 7 附則第 I 表には連邦政府の管轄事項が明記されており、63 項において「バナレス・ヒンドゥー大学 (Benares Hindu University)」「アリーガル・ムス

リム大学 (Aligarh Muslim University)」「デリー大学 (Delhi University)」の3校が、憲法施行後最初の国立大学として挙げられている。また同項では、「その他法律によって国会で国家的に重要な機関 (an institution of national importance) と認められた」ものについては連邦政府が管轄することになっており、憲法施行後に新たに設置された国立大学はこの範疇に入るものである。一方で「大学の法人化、規制、及び解散」の権限については、第Ⅱ表における州政府管轄事項32項に含まれており、高等教育に関する権限は原則的に州政府にある。

では「バナレス・ヒンドゥー大学」「アリーガル・ムスリム大学」「デリー大学」の3校は、独立後なぜ国立大学として指定されたのか。その是非が議論されたのは「憲法制定議会 (The Constituent Assembly)」である。3校が共通してもつとされたのが、「国家的に重要な機関」という性格であった。「バナレス・ヒンドゥー大学」「アリーガル・ムスリム大学」の場合、両校が「国家的に重要な機関」であるのは、「ヒンドゥー」と「ムスリム」というインドの二大宗教に関わる大学であることであった。つまり管理者がどちらの大学にも偏らず、なおかつ非宗教的な性質を示すために、連邦政府がこの2校を国立大学として管轄すべきであるというものであった¹¹⁾。「デリー大学」の場合、同校が「国家的に重要な機関」であるのは連邦直轄地であり首都であるデリーに位置していたことであった¹²⁾。つまり3校が国立大学としてスタートしたのは、連邦政府から見て「文化的・国家的な観点から重要である」ためであった¹³⁾。また3校は、「バナレス・ヒンドゥー大学」「アリーガル・ムスリム大学」2校が宗教的象徴であり「デリー大学」が首都にあるという理由によって、全国から学生が集まることでも重要視されていた¹⁴⁾。

このように3校は「文化的・国家的な観点から重要である」という憲法制定議会での判断によって、独立後最初の国立大学としてスタートすることになった。

1-2. 「バナールス・ヒンドゥー大学調査委員会 (1969)」における国立大学の役割

1950年に憲法によって国立大学と認められた3校以降も「文化的・国家的な観点から重要である」という理由から、1951年に「ヴィスヴァ・バラティ (Visva Bharati)、1969年に「ジャワハルラル・ネルー大学 (Jawaharalal Nehru University)」が新たに国立大学として設置された。

インドにおいて国立大学とは「文化的・国家的な観点から重要」であったが、1969年に開かれた「バナールス・ヒンドゥー大学調査委員会 (The Banaras Hindu University Inquiry Committee)」では、インドにおける国立大学の役割が述べられ、インドの国立大学には、大きく分けて二つの役割があるとされた。一つには、国立大学は「全インド」を基盤とした役割を果たすということである。具体的には、「インドにおける統一された知の活力を強める」こと、「国の統合を促進させる」ことなどが挙げられている¹⁵⁾。もう一つは、「特別な役割」として地域的な教育機会の不均衡を取り除くことに貢献すること、とされた¹⁶⁾。これに対して州立大学は、「基本的に州や地方のコミュニティの必要性に責任を負い、他州や国全体の優先順位や需要と正確には一致しないかもしれない」とされた¹⁷⁾。

こうして1969年に国立大学の役割が改めて確認されると、その後も1974年「ハイデラーバード大学 (Hyderabad University)」「ノース・イースタン・ヒル大学 (North Eastern Hill

University)」、1985年「ボンディシェリー大学 (Pondicherry University)」「インディラ・ガンディー・国立公開大学 (Indira Gandhi National Open University)」、1988年「ジャミア・ミリア・イスラミア (Jamia Millia Islamia)」と1990年までに合わせて9校が国立大学として設置された。また1990年代以降は、国立大学がこれまで以上に増加した。

このように1969年には国立大学の役割が改めて確認され、憲法施行後も国立大学の数は次第に増加していった。それでは、個々の国立大学はその役割をどのような形でより具体化していったのか。次項では国立大学の個々の目的に着目する。

1-3. 国立大学の目的

第1項では、憲法に明記された3校が「文化的・国家的な観点から重要である」ために国立大学であるべきである、という議論を取り上げた。また前項では、国立大学全体の役割が大きく分けて二つあることを確認した。それでは、「文化的・国家的な観点から重要である」あるいは「全インド」を基盤とするとはどのようなことを指すのか。本項では各大学法に記された個別の「大学の目的 (Objects of University)」に着目し、国立大学の役割についてさらに具体的に概観・検討していく。

インドの国立大学は各個別の連邦法に基づいて設立される。また各大学法には、それぞれの国立大学によって個別に「大学の目的」が明記されている。先述したように国立大学の役割は「全インド」を基盤とするということであったが、個別の「大学法」を具体的に検討すると、それぞれの国立大学が重視する発展の対象という観点からいくらかに分類することができる。ここでは個別法に基づいて設立された国立大学について、各大学法に記されている「大学の目的」によって四つに大別する。

一つ目は、インド全体の発展に貢献することを目的とした国立大学である(以下「タイプ1」)。その例として1969年に創立された「ジャワハルラル・ネルー大学」が挙げられる。大学法には、「インドの複合的な文化を育て、またインドの言語、美術、文化の研究や発展に必要な学科あるいは機関を設けること」「学生や教員に国の社会的な必要性を自覚、理解することを促し、そのような必要性を満たすことができるようにさせる」ことが謳われている¹⁸⁾。またこのタイプの他の大学の例としては、憲法にも明記されている「デリー大学」がある。

二つ目は、インドの特定の文化の発展を重視したタイプの国立大学である(以下「タイプ2」)。このタイプの大学の例としては、1997年に設置された「マハトマ・ガンディー・国際ヒンディー大学 (Mahatma Gandhi Antarrashtriya Hindi Vishwavidyalaya)」がある。この大学の目的は、「一般のヒンディー語やヒンディー文学を促進、発展させることであり、その目的のために、関係する教育・研究機関を提供すること」などが挙げられる¹⁹⁾。このタイプの他の大学の例としては、ウルドゥー語の発展を目的とした1998年設立の「マウラーナー・アーザード国立ウルドゥー大学 (Maulana Azad National Urdu University)」がある。「全インド」の発展という意味では「タイプ1」の大学と重複する部分もあるが、「タイプ2」の大学は全インド的な文化の発展を重視している点「タイプ1」の大学とは若干趣旨が異なると言える。このタイプの大学は、「ベナレス・ヒンドゥー大学」や「アリーガル・ムスリム大学」がインドの二大宗教の発展に寄与してきたように、国がある特定のインド文化(インドで最も多くの人々が話すヒンディ

一語と、主としてムスリムの使用言語であるウルドゥー語)を選択し、その発展を担う人材を養成することが目的である

三つ目は、社会的マイノリティの発展を重視した国立大学である(以下「タイプ3」)。このタイプの国立大学の例としては、1996年設立「バーバー・サーハブ・ビーム・ラーオ・アンベードカル大学(Babasaheb Bhimrao Ambedkar University)」が挙げられる。この大学の目的には、「一般の人々、指定カーストや指定部族に属する人々の教育的・経済的利益と福祉に特に注意を払うこと」とある²⁰⁾。「タイプ3」の大学の特徴は、指定カースト(Scheduled Caste, SC)や指定部族(Scheduled Tribe, ST)などの、インドにおける社会的マイノリティの発展を重視して設置されたことにある²¹⁾。このタイプの他の大学の例としては2007年設立「インディラ・ガンディー国立部族大学(Indira Gandhi National Tribal University)」がある。

四つ目は、地方の発展を重視した国立大学である(以下「タイプ4」)。このタイプの例としては、1989年設立の「ナガランド大学(Nagaland University)」がある。この大学の目的には「ナガランド州の発展のために人材を教育・訓練すること」「ナガランド州民の社会的・経済的な状況や福祉の改善、また州民の知的・学問的・文化的発展に対して特に注意を払うこと」とある²²⁾。「タイプ4」は、国立大学である以上「全インド」の発展を視野に入れていることに疑いはないが、それに加えてある特定の地方(特に辺境州)の発展を重視しているのがその特徴である。またこのような「タイプ4」の国立大学には新設の他、州立大学から国立大学に改編された機関もある。たとえば2005年には「マニプル大学(Manipur University)」が、2006年には「トリプラ大学(Tripura University)」がそれぞれ州立大学から国立大学に改編された。

表1. 大学法における「大学の目的」別の国立大学の機関数

	～1960	～1970	～1980	～1990	～2000	～2008
タイプ1. 国	1	1	1	3	0	1
タイプ2. 文化の重視	3	0	0	0	2	1
タイプ3. マイノリティの重視	0	0	0	0	1	1
タイプ4. 地方の重視	0	0	1	0	4	4

※各大学法より筆者作成

表1を見ると、「タイプ1」「タイプ2」の国立大学は古くから存在していた従来型の国立大学であると考えられる一方で、「タイプ3」「タイプ4」の国立大学は比較的新しい目的をもった国立大学であることが分かる。また近年の特徴としては、「タイプ4」の大学が増加している。

ただし4つの分類に関して、改めて一つ指摘しておきたい。たとえば国立大学がある地方の発展を重視することは、そこに多くを占める文化やマイノリティの発展にも寄与しうるし、またあるマイノリティの発展を重視することは、それに関係する宗教の発展にも寄与する可能性がある。したがって、4つの分類はインド全体、特定の文化・マイノリティ・地方の発展を重視していることには代わりないが、一方で各観点は互いに部分的に重複するものでもあることは改めて注意すべき点である。

本節では、主として国立大学の役割を明らかにしてきた。国立大学とは「文化的・国家的な観点から重要である」ことがその条件であり、その役割とは「全インド」を基盤とすることであった。また国立大学の目的を国・文化・社会的マイノリティ・地方の発展の重視に着目することで四つに分類した。このように「大学の目的」には、それぞれ重視する発展の対象に違いはあるものの、各国立大学において重視する対象がそれぞれ発展することは、「全インド」を基盤とした発展に貢献することになる。次節では本節での議論と合わせながら、近年における国立大学に関する最も大きな動きと言える「国立大学法」を概観する。

2. 「2009 年国立大学法」による国立大学

2-1. 「国立大学法」の成立

本項では、まず「国立大学法」が設置されることになった背景について概説する。次に 2008 年の「国立大学法案」から 2009 年の「国立大学法」の成立までについて述べる。

2006 年 11 月、インド首相の諮問機関である「国家知識委員会 (National Knowledge Commission)、以下 NKC」は、高等教育に関する報告書を提出した。そこで注目されたのが、2015 年までに高等教育の就学率を 15%、大学数を 1,500 校に拡大させることであった²³⁾。また国の最高水準の教育を提供するために、50 校の国立大学を新設することを勧告した²⁴⁾。

こうした NKC の方針はその後の「第 11 次 5 ヶ年計画 (2007-12)」に反映され、5 ヶ年計画においても高等教育のさらなる拡大に加えて、その質の改善が大きな目標とされている。その目標を達成させるための施策として、「国立大学を 30 校設置、16 校に関しては現在国立大学がない州に、14 校に関しては異なる地域に設置」すること、さらに「これらの大学のいくらかは世界クラスの水準に達することが目標」とされた²⁵⁾。このように教育の投資に積極的な政府の姿勢と、質の伴った高等教育の拡大を目指す NKC の思惑が一致し、2008 年に「国立大学法案」が提出された。

「国立大学法案」が提案された目的は、「インドがグローバル化した経済の要求に応えるために、(中略) 高等教育の質を改善する一方で、その就学率を上げること」であり、NKCC や「第 11 次 5 ヶ年計画」の内容と一致している²⁶⁾。新たな国立大学の数に関しては、国立大学のない州に 14 校、既存の州立大学を国立大学に改編するものが 3 校であり、当初の目標よりは少ないことが分かる。その後 12 州に 13 校の国立大学を新設し、3 校の州立大学を国立大学へと改編させることを大きな目的として、2009 年に「国立大学法」として成立した²⁷⁾。

2-2. 「2009 年国立大学法」によって設立された国立大学の目的

それでは「国立大学法」によって設立された大学にはどのような目的があるのか。本項では前節第 3 項と同様に大学法に記されている「大学の目的」を取り上げる。

「国立大学法」には大学の目的が以下のように挙げられている²⁸⁾。

5. 大学の目的

大学の目的は以下の通りである。ふさわしいと考えられる学問分野における教育・研究機関を提供することによって知識を普及し発展させること、教育プログラムにおいて人文学、社会

科学、科学、科学技術が統合されたコースのために特に準備すること、教育・学習プロセスや学際的な学問・研究における革新を促進するために適切な手段が講じられること、国の発展のために人材を教育し訓練すること、科学や科学技術の推進のために産業との連携を築くこと、国民の社会的・経済的状況や福祉の改善、また国民の知的・学問的・文化的発展に対して特に注意を払うこと。(※下線は筆者による)

「国立大学法」によって設置された国立大学は、当然のことながらインド全体の発展が目指されていることから「タイプ1」に分類することができる。しかし「国立大学法」によって設置された国立大学については、連邦政府はそうした国立大学が地域の需要も考慮されると述べている²⁹⁾。したがって「国立大学法」によって設立された国立大学は「タイプ4」の目的も併せもっているのがその特徴と言える³⁰⁾。

「国立大学法」が他の大学法と異なる点については、改めて以下の二点を強調しておきたい。一つは、「国立大学法」が一括法として複数校の設置を目的としていることである。1990年代以降国立大学の数は次第に増加するが、2009年以前に24校だった国立大学が、一度に16校設置されたインパクトは特に大きい。この意味で、国立大学法は従来の個別の大学法と大きく異なる。もう一つは、国立大学がこれまでなかった州に設置されたということである。そもそもインドでは高等教育の責任は原則的に州にあるため、連邦政府が国立大学を少なくとも各州1校設置しなければならないといった考えはこれまで存在しなかった。しかしNKCなどにおける「就学率の増加や最高水準の高等教育機関を増設させる」という議論を経て、結果的にこれまで国立大学が未設置であった州に国立大学が設置されることになったのである。

本節では、近年の国立大学に関する大きな動きである「国立大学法」とそれによって設置された大学の目的について述べてきた。「国立大学法」は複数の大学を設置することを目的とした一括法であること、これまで国立大学が未設置だった州に設置されるなどこれまでの大学法とは異なる点がいくつかあった。またこれらの大学は「タイプ1」「タイプ4」という二つの目的をもったものであることが分かったが、それでも前節までに明らかにしてきた国立大学の役割という意味では大きく変わらないものであると考えられる。それでは前節と本節で明らかにしてきた国立大学の役割について考えた場合、連邦国家インドにおける国立大学の存在意義とは何なのか。次節ではそれを明らかにする。

3. 連邦国家インドにおける国立大学の役割とその存在意義

連邦国家インドにおける国立大学の存在意義は、「消極的な」存在意義と「積極的な」存在意義と大きく二つに分けて考えることができる。

「消極的な」存在意義とは、国立大学が州立大学に代わって高水準の高等教育を提供することである。高等教育が原則的に州の責任ならば、自州のマイノリティにも州民にも高水準の高等教育を提供するのは州政府のはずである。しかし州の財政的な理由などから十分な高等教育を提供できない場合、連邦政府は国立大学を設置することによって、州立大学の役割を国立大学が担っている。連邦政府はUGCを介して州の高等教育機関に補助金を提供することによって間接的に高等教育を支援し、全体の調整や水準の維持をするのがその本来の役割である。一方

で、国立大学を設置することによって直接的に州の高等教育を支援している理由は十分に理解できる。なぜなら、もちろん国立大学の役割が「全インド」の発展を目指すものであれば、州における高等教育の不足はそれを脅かす可能性があり、国立大学が州立大学の代役をしても構わないということになるからである。また国立大学の「特別な役割」には、地域的な教育機会の不均衡を取り除くことに貢献することも含まれている。ただしそれはUGCが州立大学に補助金を提供することの延長線上にしかないものであり、国立大学だけが果たせる役割というわけではない。この意味で国立大学による州立大学の代役は「消極的な」存在意義ということになる。

それに対して「積極的な」存在意義とは、「国家の統合」「多様性の統一」をするものとしての国立大学である。これは1969年に「バナールス・ヒンドゥー大学調査委員会」でも言及されている。しかしここで言う「国家の統合 (national integration)」とは、国立大学の「消極的な」存在意義、つまり高等教育における統一的な教育水準を維持することだけではない。そうではなく、まさに社会的・宗教的・言語的・民族的に多様であるインドを統一するという意味での「国家の統合」である。これまでインドはさまざまなレベルで国家の分裂の危機を経験してきた。それは独立時にインドとパキスタンが宗教的な対立によって分離独立という形をとったことから始まる。1950年憲法において、「ベナレス・ヒンドゥー大学」と「アリーガル・ムスリム大学」が連邦政府の管轄となったのにはこの宗教的分裂の危機が背景にあり、連邦政府としてはどちらの宗教も同等に国として重要であることを示す必要があった。そのためにも、両校は州立大学ではなく国立大学でなければならなかったのである。

また「国家の統合」「多様性の統一」に関して言えば、州についてもマイノリティについてもインドでは同様に重要である。州の分離独立運動は独立後のインドの統一を何度も脅かしてきた。マイノリティがその数の論理によって政治的な力を持ち始めてきたことも争いの火種となっている。州、マイノリティ、宗教は、それぞれ「地域主義とカースト主義とコミュニザム（宗派主義）」というどれもがインドの分裂を象徴するものばかりなのである（賀来、1998年、16頁）。さらにこれらは単純に分けることができず、時にそれぞれが二重三重と重なり合う（宗教とマイノリティ、マイノリティと州、宗教と州）ことで問題はより複雑になっていく。独立後インドはこうした分裂の危機を何度も乗り切ってきたが、特に1990年代以降はこれまでインドの統一を維持してきた国民会議派による「一党優位体制」の崩壊によって「地域主義とカースト主義とコミュニザム（宗派主義）」が進行し、インドを一国としてまとめ上げることがより困難になっている。したがって予めインドが分裂の危機に晒されないようにするためにも、これらを少しでも国としてまとめ上げる必要がある。そこで「タイプ2」「タイプ3」「タイプ4」は、それぞれの対象とする人々が国立大学という機関に集まることで、彼らの高等教育の需要を満たすと同時に、国立大学という装置を通してインド国民としての統一性を生み出すことが期待できるのである。それに対してデリー大学のような「タイプ1」の大学は、国家の発展を託されたインド最高峰の大学である。独立直後に開かれた「大学教育委員会（The University Education Commission）」でも述べられたように、そこには全国から優秀な学生が集まる。こうした国立大学は、さまざまな州、マイノリティ、宗教の背景をもった学生を一つに集めることが期待できる。また「国立大学法」に関して言えば、全国規模で国立大学が設置されたことの意味は大きい。それは各州に少なくとも国立大学が1校あるということによって、

国立大学を介して全国規模で各州民を「インド国民」として育成し、またそのように「インド国民として」意識させることが期待できるからである。

こうした意味で国立大学が州立大学の役割を担うことは可能かもしれないが、その逆は難しく、同様に私立大学にも国立大学の役割は期待できない。一方で「インド工科大学（Indian Institute of Technology）」などに代表される「国家的重要機関」は連邦政府が管轄する高等教育機関であるが、この場合の「国家的重要」とはインドの発展にとって重要な「分野」という意味であり、インドの多様性の統一のために国として重要という意味ではない³¹⁾。したがって国立大学と国家的重要機関では、その「国家的重要」という意味が全く異なるのである。たしかに国立大学の数自体は大学全体の一割にも満たないかもしれないが、多様なインドを統合する「装置」の一つとして、国立大学には「積極的な」存在意義がある。つまりインドにおいては、連邦制にもかかわらず国立大学があるのではなく、連邦制だからこそ国立大学が必要なのである。連邦国家インドにおける国立大学とは、インドが「統一国家」としてのインドたる為のシンボルであり機能なのである。

おわりに

本稿では、連邦国家インドにおける国立大学の役割とその存在意義を明らかにした。国立大学とは「文化的・国家的な観点から重要である」ことがその条件であり、その役割とは「全インド」を基盤とすることであった。またその役割を具体的に分析・検討するために、国立大学の目的を国・文化・社会的マイノリティ・地方の発展の重視に着目することで四つに分類した。そしてこうした国立大学の役割の分析を通じて、連邦国家インドにおける国立大学の存在意義が「消極的な」存在意義と「積極的な」存在意義と大きく分けて二つあることが明らかになった。国立大学の「消極的な」存在意義とは、州立大学の代役としての役割であり、「積極的な」存在意義とは、州、マイノリティ、宗教などの多様性をもったインドの統合を図ることであった。

本稿では主としてインドにおける国立大学の役割に焦点をあててきたが、その一方で連邦政府が管轄する機関には他にも「準大学」や「国家的重要機関」など特徴的な高等教育機関が存在する。インド高等教育の特徴をより明らかにするためには、こうした設置形態の機関についてもさらに明らかにすることが重要であると考えられるので、今後の課題としたい。

【注】

- 1) 大崎仁「概説」国立学校財務センター編『大学の設置形態と管理・財務に関する国際比較研究：第一次中間まとめ』国立学校財務センター、2000年、3頁。
- 2) 同上書、3頁。
- 3) ただし1976年の第42回憲法改正において、大学教育を含む教育全般にわたる権限が州管轄事項11項から第Ⅲ表の共通管轄事項の25項に移され、連邦政府もより積極的に大学教育に取り組むことができるようになった。
- 4) 連邦管轄事項第66項 高等教育または研究のための機関及び科学技術機関の調整

(co-ordination) 並びに基準の設定 (determination of standards)

- 5) インドの国立大学には、農業省 (Ministry of Agriculture) が関わる「Central Agricultural University」、船舶省 (Ministry of Shipping) が関わる「Indian Maritime University」がある。なお本稿では、人的資源開発省 (Ministry of Human Resource Development) が関わる一般的な国立大学のみを取り上げている。
- 6) 準大学とは、「1956 年大学補助金委員会法 (University Grants Commission Act, 1956)」の第 3 項において、UGC の助言に従って、大学以外の研究機関等に対して「大学に準ずる機関」と認定したものを指す。ただし、正式には大学ではない。
- 7) 国家的重要機関とは、「国／州の特定の地域で高度な技術をもつ人材を育成するための中心的な存在」とされており、連邦法に基づいて設立され、大学と同じく学位授与権をもつ。
- 8) 学部レベルにおける全学生の約 9 割がこの附属カレッジに在籍して学んでいる (Agarwal, 2009, p. 9)。またカレッジにも「自立的なカレッジ (Autonomous College)」と呼ばれるカリキュラムなどの作成がおこなえるものがある。大学にも学部教育をおこなうものや、カレッジをもたないものがある。
- 9) UGC, *Higher Education in India at a glance*, 2012, pp. 4-5.
- 10) UGC, *Higher Education in India at a glance*, 2013, p. 1.
- 11) The Constituent Assembly of India, *Constituent Assembly Debates: Official Report Vol. 4*, New Delhi: Lok Sabha Secretariat, 1999, p. 746.
「管理者がどちらの大学にも偏らず」とは、両校がウッタル・プラデーシュ州に位置し、連邦政府としては州に管轄させた場合どちらかに偏るのではないかという懸念があるためだと考えられる。また「非宗教的な性質を示すため」とは、インドがセキュラリズムを採用しており、連邦政府が両校を直接管轄することによってその非宗教性を示すためと考えられる。
なお、現在「ベナレス・ヒンドゥー大学」はその名称を「バナーラス・ヒンドゥー大学 (Banaras Hindu University)」としているが、本文では「ベナレス・ヒンドゥー大学」と表記している。
- 12) *Ibid.*, p. 762.
- 13) *Ibid.*, p. 767.
- 14) The University Education Commission, *The Report of the University Education Commission Vol. I*, New Delhi: 1950, p. 476.
- 15) UGC *Report of the Committee to enquire into the working of Central Universities*, New Delhi: UGC, 1984, p. 4.
- 16) *Ibid.*, p. 4.
- 17) *Ibid.*, p. 4.
- 18) *Jawaharlal Nehru University Act 1966*, p. 14.
- 19) *Mahatma Gandhi Antarrashtriya Hindi Vishwavidyalaya Act 1996*
(<http://www.indiankanoon.org/doc/1987848/>、2013 年 8 月 28 日ダウンロード)
- 20) *Babasaheb Bhimrao Ambedkar University Act 1994*

- (<http://www.indiankanoon.org/doc/1691997/>、2013年8月28日ダウンロード)
- 21) 「バーバー・サーハブ・ビーム・ラーオ・アンベードカル大学」博士課程の留保枠を見てみると、SC、STのために留保枠が50%設けられている。通常 SC:15%, ST:7.5%, OBC（その他後進諸階級）:27%、計50%以内。
(http://www.bbau.ac.in/news/Current_News/2013/Admishn%20Notice%202013%20final.jpg、2013年8月28日ダウンロード)
- 22) *Nagaland University Act 1989*
(<http://www.theindianlawyer.in/statutesnbareacts/acts/n2.html>、2013年8月28日ダウンロード)
- 23) National Knowledge Commission, *Report to the Nation 2006-2009*, New Delhi: Government of India, 2009, p.62.
- 24) *Ibid*, p.63.
- 25) Planning Commission, *Eleventh Five Year Plan (2007-2012): Inclusive Growth*, New Delhi: Planning Commission, 2008, pp.17-18.
- 26) Parliament of India, *Department-Related Parliamentary Standing Committee on Human Resource Development Two Hundred Twelfth Report on The Central Universities Bill, 2008*, New Delhi: Rajya Sabha Secretariat, 2008.
(<http://164.100.47.5/newcommittee/reports/EnglishCommittees/Committee%20on%20HRD/Central%20Universities%20Bill,%202008%20-%20for%20web%20purpose.htm>、2013年8月29日ダウンロード)
- 27) 新設13校: Central Universities of Bihar, Gujarat, Haryana, Himachal Pradesh, Jammu, Kashmir, Jharkhand, Karnataka, Kerala, Orissa, Punjab, Rajasthan, Tamil Nadu
改編3校: Guru Ghasidas Vishwavidyalaya, Dr. Harisingh Gour Vishwavidyalaya, Hemwati Nandan Bahuguna Garwal University
「国立大学法案」当初、未設置州での14校のうちゴア州の場合は既存の「ゴア大学 (Goa University)」を国立大学に改編させることになっていた。しかし最終的にゴア州が改編を拒否したため、未設置州では13校の設置にとどまった。
- 28) *The Central Universities Act 2009*, p.4.
- 29) “New Central University will be started in State: UGC Secretary” *The Hindu*
(<http://www.thehindu.com/2008/12/30/stories/2008123060060700.htm>、2013年8月29日ダウンロード)
- 30) 本文でも改めて述べたように、国立大学を四つに分類した際の四つの観点は相互に部分的に重複するものである。したがって「2009年国立大学法」は特定の文化を重視することが目的ではないが、「国民の…文化的発展」にも配慮していることから「タイプ3」のように文化的な発展という観点も含んでいるものと考えられる。
- 31) ただし「国家的重要機関」の中には工学や医学などの分野とは異なるものが存在する。1964年にはヒンドゥー語の普及を主目的とした「Dakshina Bharat Hindi Prachar Sabha」が「国家的重要機関」として認められている。その検討については今後の課題としたい。

【引用文献】

＜日本語文献＞

- 小原優貴「第14章 インドにおけるトランスナショナル・エデュケーション—外国大学の教育プログラムの現状・課題・展望—」杉本均『トランスナショナル・エデュケーションに関する総合的国際研究』科学研究費補助金、基盤研究（B）20330172、2011年a、191～205頁。
- 小原優貴「知的資本の拡大と還流を目指す「知的資本大国」構想」『カレッジマネジメント』リクルート、29(1)、2011年b、46～49頁。
- 賀来弓月『インド現代史—独立五〇年を検証する』中央公論社、1998年、16頁。
- 孝忠延夫・浅野宣之『インドの憲法—21世紀「国民国家」の将来像』関西大学出版部、2006年。
- 渋谷英章「変貌するアジアの大学 インド編 政府依存から自立への道へ」『カレッジマネジメント』リクルート、18(6)、2000年、51～55頁。
- 渋谷英章「インド—公共セクター縮小と高等教育拡大戦略」馬越徹編『アジア・オセアニアの高等教育』玉川大学出版部、2004年、192～207頁。

＜英語文献＞

- Agarwal, P. *Indian Higher Education: Envisioning the Future*, New Delhi: SAGE Publications India, 2009.
- Pinto, M. *Federalism and Higher Education—the Indian Experience*, Pune: Sangam Books, 1984.
- Teichler, U. “Higher Education in Federal Systems: Germany.” In Brown., D. (ed.), *Higher Education in Federal Systems. Proceedings of an International Colloquium*, Ontario: Queen’s University, 1991, pp. 141-168.

（比較教育政策学講座 博士後期課程1回生）

（受稿 2013 年 9 月 2 日、改稿 2013 年 11 月 28 日、受理 2014 年 1 月 16 日）

Roles of Central Universities in India: Focusing on “Objectives of Universities”

WATANABE Masayuki

India has adopted a federal system like, for example, U.S.A. and Germany. As for higher education, each local government in these countries is generally responsible for it. On the other hand, India has some central universities. This study aims to examine the roles of central universities in India and the meanings of their existence. In India, central universities have been considered important by the central government from a cultural or national point of view. And they have been considered to function on an all-India basis. According to each central university act, they have the objective of developing certain target groups. These targets are for not only all-India but also cultural, minority, and local areas of India. These objectives and roles of central universities can be analyzed and explained by two meanings of their existence, one that is negative and the other is positive. The negative meaning is that central universities are a substitute for state universities in providing higher education to the minorities and people in each state. The positive meaning is that central universities function to integrate national diversity. India has experienced the crisis of a national divide across religions, minorities, and states. It is expected that central universities can help mitigate this divide and help build a more unified India.